

滋賀県環境審議会議事運営要領

（会議の招集）

第1条 会長は、滋賀県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

（議事）

第2条 会長は、議長として、審議会の議事を整理する。

第2条の2 滋賀県環境審議会条例第2条第2項第1号に掲げる関係行政機関の職員については、会長の承認を得て代理人をして出席させることができる。

2 前項の代理人として出席する場合は、代理人たることを証明する書面を会長に提出しなければならない。

（専門委員）

第3条 専門委員は、会長の求めにより、審議会に出席し、意見を述べることができる。

（部会）

第4条 審議会に次の部会を置く。

- 一 環境企画部会
- 二 水・土壌・大気部会
- 三 廃棄物部会
- 四 自然環境部会
- 五 温泉部会
- 六 琵琶湖保全再生部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、第1項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

（諮問の付議）

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

（部会の決議）

第6条 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、知事の諮問事項のうち特に重要な事項として会長が認めるものを除く。

（準用規定）

第7条 第1条から第3条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第8条 部会には、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員および専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会には委員長を置くこととし、部会長が指名する。

(会議の公開)

第9条 審議会および部会は公開とする。ただし、審議会については会長が、部会については部会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第10条 審議会および部会の議事については、その都度会議録を調整のうえ、保管しておかなければならない。

2 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長または部会長が承認したときは会議録の一部または全部を公開とすることができる。

3 前項の規定は、審議会または部会において配布された資料に準用する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が、部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ別に定める。

付 則

この要領は、平成6年8月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成10年9月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年6月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年6月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年6月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年6月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年7月20日から施行する。

付 則

この要領は、令和４年７月５日から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
環境企画部会	一 環境の保全に係る基本的な施策に関すること（他の部会の所掌に係るものを除く）。 二 他の部会の所掌に属しない事項に関すること。
水・土壌・大気部会	一 公共用水域および地下水の水質の保全ならびに土壌汚染の防止に関すること。 二 大気質の保全ならびに悪臭、騒音および振動の防止に関すること。
廃棄物部会	一 廃棄物の処理に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全、自然公園および鳥獣保護に関すること。
温泉部会	一 温泉に関すること。
琵琶湖保全再生部会	一 琵琶湖の保全および再生に関すること。